

通訳案内業法

1. 案内情報

- 手続名 : 通訳案内業者の団体の届出事項の変更の届出
手続根拠 : 通訳案内業法施行規則第18条
手続対象者 : 通訳案内業法第15条に基づき、届け出た団体
提出時期 : 通訳案内業法施行規則第18条に基づき、届け出た事項に変更が生じたときから2週間以内
提出方法 : 団体の目的、名称、事務所の所在地、代表者又は管理者の氏名の変更を記載したものを作成し、国土交通省総合政策局観光部旅行振興課へ提出してください。
手数料 : なし
添付書類・部数 :
申請書様式 : 様式自由
記載要領・記載例 : 下記提出先にお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先 : 国土交通省総合政策局観光部旅行振興課

03 - 5253 - 8111 (内線27 - 323)

受付時間 : 提出先へお問い合わせください。

相談窓口 : 国土交通省総合政策局観光部旅行振興課

03 - 5253 - 8111 (内線27 - 323)